

南須釜地区 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
玉川村	南須釜地区（青井沢・大井沢除く）	令和3年9月	

1 対象地区的現状

①地区内の耕作面積	250 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	132 ha
③地域内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	63 ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30 ha
ii　うち後継者について不明の農業者耕作面積の合計	15 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積	6 ha
(備考)	

注1：③の「〇〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載する。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載する。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

南須釜地区において、70才以上で後継者未定（不明含む）の農業者の耕作面積は63haであるが、引受け意向のある農地面積は約6haで、受け手が定まっていない農地が非常に多い。また、地域内の担い手については、既に多くの農地を集積・集約しており、更に農作業受託も行っているため、引受け限界が迫っている状況にある。地域内において若者の就農が進まないため、地域においても農業で定着出来るよう支援が必要である。
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

南須釜地区全体としては、中心経営体である認定農業者5経営体及び中核的農業者2経営体が中心となり、後継者がいない農地を担っていく。特に、圃場整備が行われている優良農地（母畑地区国営総合農地開発事業区域等）は優先的に活用保全していく。

中心経営体の高齢化も進むことから、地区外からの入作を希望する認定農業者や認定農業法人等の受入れを促進し、農地の維持活用を図っていく。また、市町村境付近の農地については、隣接する市町村の認定農業者等の入り作を受入れ、特に畠地の活用を図っていく。

農地の周辺環境（農道・水路等）の整備を推進し、規模拡大を希望する農業者が、南須釜地区的農地を借りたくなるような環境づくりを推進する。
--

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定する。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられる。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者 A	複合経営	0.8 ha	複合経営	1.3 ha	地区全域(青井沢除く)
認農	農業者 B	水稻+露地野菜	2.4 ha	水稻+露地野菜	4.0 ha	地区全域(青井沢除く)
認農	農業者 C	複合経営	3.5 ha	複合経営	4.5 ha	地区全域(青井沢除く)
認農	農業者 D	複合経営	1.7 ha	複合経営	2.2 ha	地区全域(青井沢除く)
認農	農業者 E	水稻+露地野菜	5.4 ha	水稻+露地野菜	6.0 ha	地区全域(青井沢除く)
中核	農業者 F	畜産+水稻	2.4 ha	水稻+畜産	2.9 ha	地区全域(青井沢除く)
中核	農業者 G	水稻+受託作業	2.0 ha	水稻+露地野菜	3.0 ha	地区全域(青井沢除く)
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準達成者は「到達」、「到達」に準じる規模の中核農家は「中核」と記載。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年度の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は約16haとなっており、今後も農業者の高齢化の進んでいる事から、貸付け等を希望する農地面積は増加すると考えられる。

農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農継続が困難になった場合、農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

現在、母畠地区国営総合農地開発事業等では場整備が行われているが、未だに狭小な農地や湿田等の条件不利地農地があるため、今後、農地耕作条件改善事業等を活用したほ場の整備を協議・検討していく。また、ほ場整備は完了しているが、農道や水路等の周辺環境が整備されていない場所もあるため、村への整備要請の他、地域としても現道舗装等により整備を進め、農地を借りやすい環境づくりを推進する。

新規・特産化作物の導入方針

近年米価の下落が進んでいることから、将来的には米のブランド化による高付加価値化を研究・実践していく。また、比較的収益性の高い「玉ねぎ」や「ねぎ」等の導入を地域として検討し、地域内にある畠地の有効活用と荒廃防止を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針

近年、イノシシによる被害が増えていることから、有害鳥獣駆除隊との連携を強化しつつ、罠設置等の有資格者を育成しながら、鳥獣被害の防止に取組む。また、電気牧柵等の導入も併せて推進する。

災害対策への取組方針

中山間地であることから、台風やゲリラ豪雨等により農地法面の崩落等も増えているため、災害が発生した場合における被災状況の調査確認と報告体制等の整備を行いながら、村との連携を緊密にしていく。

担い手育成の取組方針

比較的大規模の中核的農業者については、地区として協力・支援等を行いながら、農業経営体の育成を促進し、将来の認定農業者として誘導を図る。また、農業機械の共同利用や農業法人の立上げを検討する。更には、地域内において、若者の就農希望者があった場合には、地域として営農活動に積極的に協力・支援を行うとともに、退職が近い兼業農家をリストアップし、中核的農業者或いは認定農業者への誘導を図る。

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（m ² ）		
	貸付け	作業委託	売渡

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要である。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。